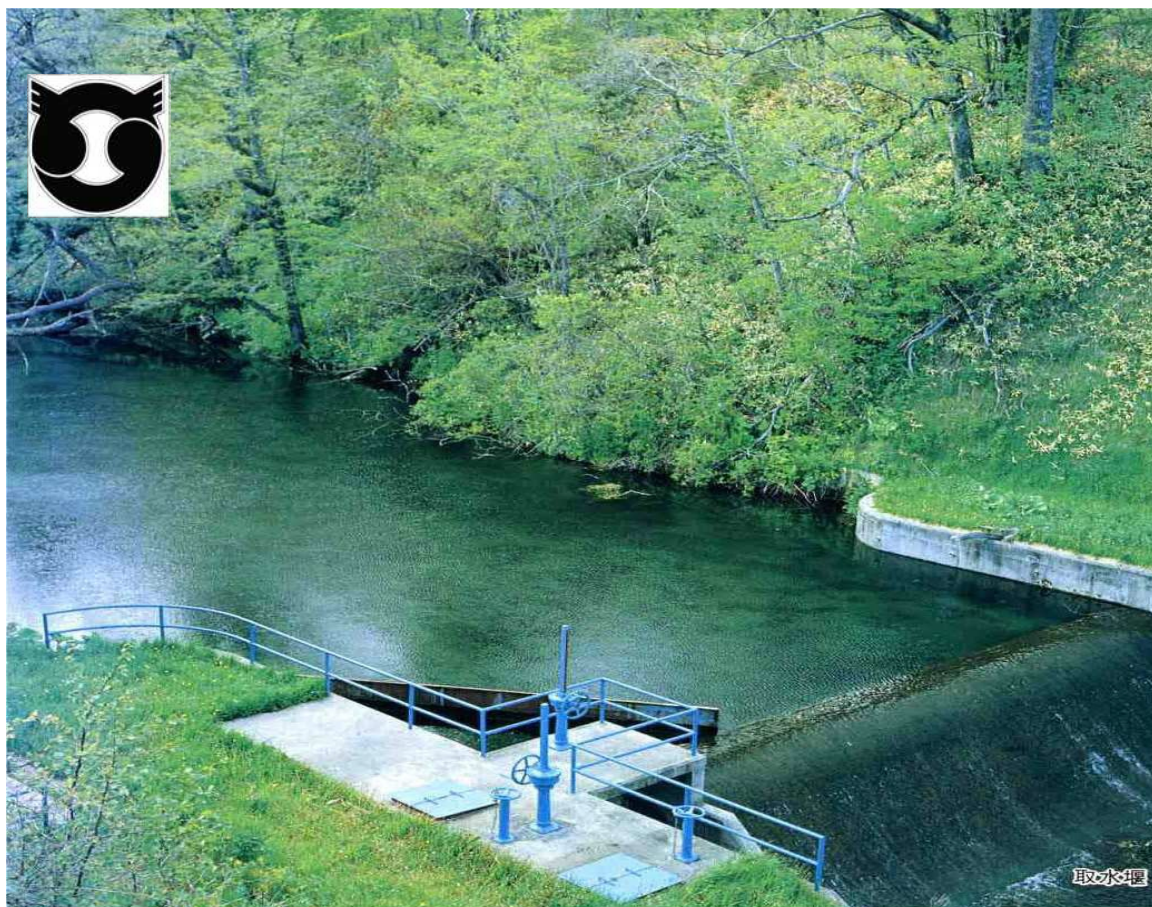


令和 7 年度 別海町水道事業水質検査計画



本計画は、水道水の安全性を保証するために必要な水質検査の検査項目、検査場所、及び検査回数などを定めるものです。

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 原水及び浄水の水質状況
- 4 検査地点
- 5 水質検査項目・検査頻度
- 6 臨時の水質検査
- 7 水質検査の精度と信頼性確保
- 8 試料の採取及び運搬方法
- 9 水質検査計画と水質検査結果の公表
- 10 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し
- 11 関係者との連携

1 基本方針

別海町水道事業では、水道法第4条の規定による水質基準を満たす安全で良質な水道水を供給するため、次の基本方針に基づき水質検査を行います。

(1) 水質検査地点

水道法で水質基準が適用される給水栓（蛇口）に加え、原水（第1水系、第2水系、西泉取水井戸）についても検査を行います。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている給水栓水の毎日検査項目、及び水質基準項目とします。

また、将来にわたり水道水の安全性の確保等の見地から、水質検査計画に位置付け検査を行うことが望ましいとされている水質管理目標設定項目、別海町（以下「本町」という。）が独自に行う水道水の安全を確認する項目、安全及び法令、そして将来を十分に考慮して選定します。

(3) 検査頻度

給水栓では水道法に基づき、色、濁り及び残留塩素の検査を1日1回行います。

本町の水道水は、安定かつ良好で水質基準を十分に満たしていることから、水道法に定められた頻度を基に実施します。

クリプトスポリジウムについては、指標菌検査を第1水系年4回、第2水系年12回、西泉取水井戸年1回行い、原虫検査は第2水系を年4回行います。

また、不測の事態が発生した場合は、被害発生防止のため検査頻度の増加や臨時の水質検査を行います。

2 水道事業の概要

(1) 給水状況

区 分	内 容
給 水 区 域	野付半島を除く全域 1,311 k m ² (別添地図1 参照)
給水人口 (令和5年度末)	13,936 人
普 及 率 (令和5年度末)	99.2 %
給水戸数 (令和5年度末)	6,721 件
計画一日最大給水量	26,600 m ³
一日最大給水量 (令和5年度実績)	18,201 m ³
一日平均給水量 (令和5年度実績)	15,146 m ³

(2) 浄水場の概要

浄水場名	所在地	原水の種類	処理方法	水利権水量
別海浄水場	標茶町字虹別根釧西部森林管理所国有林	表流水(西別川水系西別川支流コトナイ川)	凝集直接濾過前塩素・後塩素処理、PAC凝集、希硫酸 PH 調整	23,858 m ³ /日
泉川浄水場	別海町泉川	地下水 (西泉取水井戸)	消毒のみ	1,770 m ³ /日
		湧水(西別川水系西別川支流コトナイ川)	消毒のみ	4,087 m ³ /日
西春別浄水場	別海町西春別			

1) 第1水系(湧水) 泉川浄水場、西春別浄水場系統

標茶町字虹別国有林内の西別川支流コトナイ川の湧水 4,087 m³/日(水利権水量)を取水し、自然流下で泉川浄水場及び西春別浄水場へ送られます。

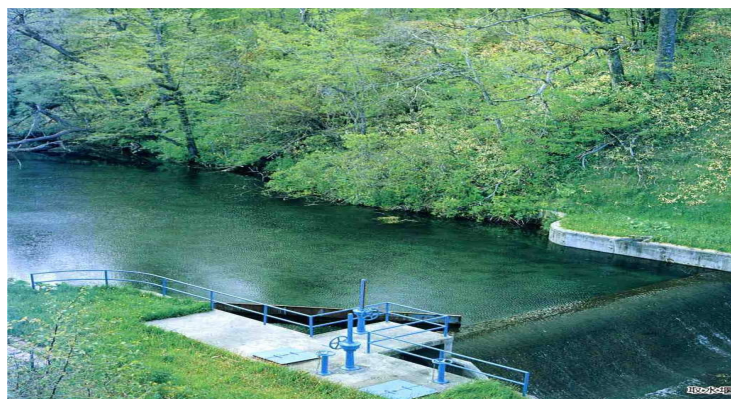
第1水系水源池全景



2) 第2水系(表流水) 別海浄水場系統

標茶町字虹別国有林内の西別川支流コトナイ川の表流水 23,858 m³/日(水利権水量)を取水し、荒ろ過池を経て別海浄水場へ送られます。

第2水系水源池全景



3) 西泉取水井戸（地下水） 泉川浄水場系

別海町泉川の地下水 1, 770 m³/日を取水し、泉川浄水場へ送られます。

3 原水及び浄水の水質状況

(1) 原水

本町の水道は、国有林内の湧水及び表流水を水源としています。取水上流部に汚染の発生原因となる施設等がないため、安全で良質な原水を浄水場に供給しています。

しかし、自然由来のヒ素値が水質基準値（0.01 mg/ℓ）を超過することも散見されますが、高度浄水処理により大部分が除去され、水質基準を満足しています

また、地下水については水質変動がほとんどなく、年間を通し水質が安定しています。

(2) 浄水

原水由来以外にも浄水場で使用する薬品及び資機材からの由来で注意すべき項目があります。代表的なものを次の表に示します。

浄水場使用薬品及び 資機材からの由来で 注意すべき項目	・アルミニウム（凝集剤のポリ塩化アルミニウムに含有） ・臭素酸、塩素酸（次亜塩素酸ナトリウムに不純物として含有する可能性がある） ・トリハロメタン（塩素消毒の際に水の中の有機物と反応して副生する可能性がある）
-----------------------------------	--

4 検査地点

浄水の検査採水地点は、各浄水場系統の末端給水栓を基本とし、配水管の状態等を考慮して配水系統ごとに1地点以上選定しています。

また、1日1回行う検査（色度、濁度、残留塩素）は、別海管理センター（別海配水系統末端給水栓）にて行います。

原水については、各水系に1地点選定しています。（別添地図2参照）

(1) 浄水

系統	採水箇所
別海浄水場系統	別海浄水場
	別海管理センター
	走古丹終末処理場
	尾岱沼排水処理施設
	奥行公衆トイレ
泉川浄水場系統	西春別中学校
西春別浄水場系統	西春別小学校

(2) 原水

採水箇所	所在地
第1水系水源	標茶町字虹別原野国有林内 西別川支流コトンナイ川 湧水
第2水系水源	標茶町字虹別原野国有林内 西別川支流コトンナイ川 表流水
西泉取水井戸	別海町泉川 深井戸 地下水

5 水質検査項目・検査頻度

各検査の検査項目・頻度の詳細については、P 5～6の（別表1～5）を参照してください。

(1) 水質基準項目検査（51項目）

1) 法令に基づく項目については、（別表1）の頻度で検査を行います。

ア 項目1・2・7・38・46～51の検査は毎月行います。

イ 全項目検査（51項目）を年1回行います。

ウ 消毒副生物項目を含む検査（27項目）を年4回行います。

エ 藻類の発生しやすい時期に、カビ臭を含む検査を年4回行います。

2) 毎日検査

法令に基づく（別表2）の項目については、1日1回行います。

3) 独自検査項目

水道管の寿命に影響のある項目（別表3）の検査は、年4回行います。

4) クリプトスポリジウム及び指標菌検査

原水検査において（別表4）の頻度で行います。

5) 水質管理目標設定項目検査

水質管理上留意すべきものとされ、より質の高い水道水を目指し将来にわたって水道水の安全性を確保するために、水質基準を補完するために設定された項目で、別表5のとおり検査を行います。

6) 検査頻度の緩和

法令に基づく水質検査表（別表1）のうちその濃度が基準値の1/10以下の場合には3年に1回、1/5以下の場合年に1回まで検査頻度を緩和できる項目については、水質が安定し良好であることを確認したため、平成22年度から検査頻度を減らし、項目34を年1回に変更しています。

7) 検査頻度の基本的な考え方

本来法令で定められたものについては、過去の検査データにより省略可能な項目があり、検査頻度を減らすことができることから、本町は、過去5年間のデータを蓄積し（令和元年度～令和5年度まで）、それをもって検査頻度を決定します。

8) その他

定期的水質検査以外にも水源に異常がないか巡回監視を実施し、監視員による監視（業務委託）で給水栓水5箇所以上の残留塩素、及び外観検査を実施します。

法令に基づく水質検査表
水質検査表（１）

別表 1

	項 目	基準値 mg/ℓ	令和5年度最 大値	検査 頻度	検査省略頻度	検査設定 理 由
1	一般細菌	100個/ℓ	0	月 1 回	1 回／月	省略不可
2	大腸菌	不検出	不検出	月 1 回	1 回／月	
3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0003	年1回	一定要件を満たす 場合年 1 回、3 年 に 1 回以上に減ら せる	安全確認等
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005			
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001			
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001			
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.008	毎 月		重点項目
8	六価クロム化合物	0.02	<0.001	年1回		安全確認
9	亜硝酸態窒素	0.04	0.008	年4回		性状確認
10	亜硝酸化物イオン及び塩化亜硝酸	0.01	<0.001	年4回	年4回	省略不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	<0.5	年1回	一定要件を満たす 場合年 1 回、3 年 に 1 回以上に減ら せる	性状確認
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.33	年4回		
13	ホウ素及びその化合物	1	0.15	年1回		
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002	年1回		
15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	年1回		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0004	年4回		
17	ジクロロメタン	0.02	<0.0002	年1回		
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0002			
19	トリクロロエチレン	0.01	<0.0002			
20	ベンゼン	0.01	<0.0002			
21	塩素酸	0.6	<0.06	年4回	年4回	省略不可
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002			
23	クロロホルム	0.06	0.0007			
24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.003			
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.0014			
26	臭素酸	0.01	<0.001			
27	総トリハロメタン	0.1	0.0039			
28	トリクロロ酢酸	0.03	<0.003			
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.0011			
30	ブロモホルム	0.09	0.0004			
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008			
32	亜鉛及びその化合物	1	0.01	年1回	一定要件を満たす 場合年 1 回、3 年 に 1 回以上に減ら せる ※1	性状確認
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.04	年4回		
34	鉄及びその化合物	0.3	0.01	年1回		
35	銅及びその化合物	1	<0.01	年1回		
36	ナトリウム及びその化合物	200	16			
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.001	年1回	1 回／月	省略不可
38	塩化物イオン	200	8.0	月1回		
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300	44	年1回	一定要件を満たす場 合年 1 回、3 年に 1 回以上に減らせる	性状確認
40	蒸発残留物	500	137			
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02			
42	ジェオスミン※2	0.00001	<0.000001	藻の発生時期 月 1 回	藻の発生時期月 1 回 6.7.8.9	性状確認
43	2-メチルイソボルネオール※2	0.00001	<0.000001	藻の発生時期 月 1 回		
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.002	年4回	一定要件を満たす場合年 1 回、 3 年に 1 回以上に減らせる	性状確認
45	フェノール類	0.005	<0.0005	年1回		
46	有機物等（TOC）	3	<0.3	月1回	月1回	省略不可
47	PH値	5.8～8.6	7.3			
48	味	異常でない	異常でない			
49	臭気	異常でない	異常でない			
50	色度	5度	0.5			
51	濁度	2度	0.1			

水質検査表（２）毎日行う検査 別表 ２

	毎日行う検査	評 価
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	臭気・味 *1	異常なし
4	残留塩素	0.1mg/ℓ以上

*1 必要に応じて実施

独自水質検査表（３）水道パイプ管理項目 別表 ３

項 目		目標値	過去5年間最大値	検査頻度	検 査 設 定 理 由
1	ランゲリア指数	-1 ～ 0	-1.9	年4回	配管の腐食抑制のため
2	硫酸イオン	20程度	29.8	年4回	配管の腐食抑制のため
3	総アルカリ度	40以上	38.8	年4回	配管の腐食抑制のため
4	溶解性シカ	—	51.5	年4回	配管の腐食抑制のため
5	カルシウム硬度	40以上	31.1	年4回	配管の腐食抑制のため

クリプトスポリジウム及び指標菌検査 別表 ４

項 目	検 査 頻 度			基準値
	第1水系水源	第2水系水源	西泉取水井戸	
1	クリプトスポリジウム	年4回		
2	大腸菌検査	年4回	年12回	年1回
3	嫌気性芽胞菌	年4回	年12回	年1回

水質管理目標設定項目 別表 ５

項 目		目 標 値	過去5年間最大値	検査頻度
1	残留塩素	1mg/ℓ以下	0.40	年12回
2	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/ℓ以上100mg/ℓ以下	45	年 1回
3	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/ℓ以下	0.001	年 1回
4	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3mg/ℓ以下	0.3	年12回
5	蒸発残留物	30mg/ℓ以上200mg/ℓ以下	152	年 1回
6	濁度	1 度以下	0.2	年12回
7	P H	7.5 程度	7.5	年12回
8	ランゲリア指数	-1 ～ 0	-2.3	年 4回

6 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、以下の事態が発生し、給水栓水が水質基準に適合しないおそれがあるときに直ちに実施します。あわせて原因究明を実施し対応するとともに、水質異常が終息した後も、給水栓水の安全が確認されるまで行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき、または異常があったとき。
- (2) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- (3) 浄水過程に異常があったとき。
- (4) 送配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (5) その他特別に必要ながあると認められるとき。

7 水質検査の精度と信頼性確保

水質検査は、水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた機関で、外部精度管理を受けて一定の基準を満たしている業者に委託をし、検査結果を検査成績書にて報告を受け、結果を確認します。

8 試料の採取及び運搬方法

(1) 試料の採取方法

試料の採水は、委託検査機関が行い、指定された採水方法により試料容器に採水し、採取日・採取地点・採水者・天候・気温・水温・残留塩素等を記録し試料の保冷が出来る運搬容器に収容します。

(2) 試料の運搬方法

試料の運搬は、委託先機関が所定時間内に検査に着手できるように速やかに搬送します。(別紙運搬ルート参照)

9 水質検査計画と水質検査結果の公表

水質検査計画は、毎事業年度の開始前に作成し、別海町役場上下水道課で閲覧できるほか、ホームページ上で公開します。

水質検査計画に基づき水質検査を行い、法令における水質基準との適合状況を含め結果はホームページ上で公開します。

10 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し

水道系統ごとに各検査項目の最大値と比較し、翌年度水質検査計画における検査項目や検査頻度に反映します。

11 関係者との連携

水道水の安全性を確保するため、河川管理者(標茶町)、根釧西部森林管理所及び本町関係部署と連携し水道水の安全性の確保に努めます。

検査頻度検討内容

検査番号	検査項目名	過去5年間最大値	検査頻度
※ 今年度は検査頻度軽減の項目はありません。			

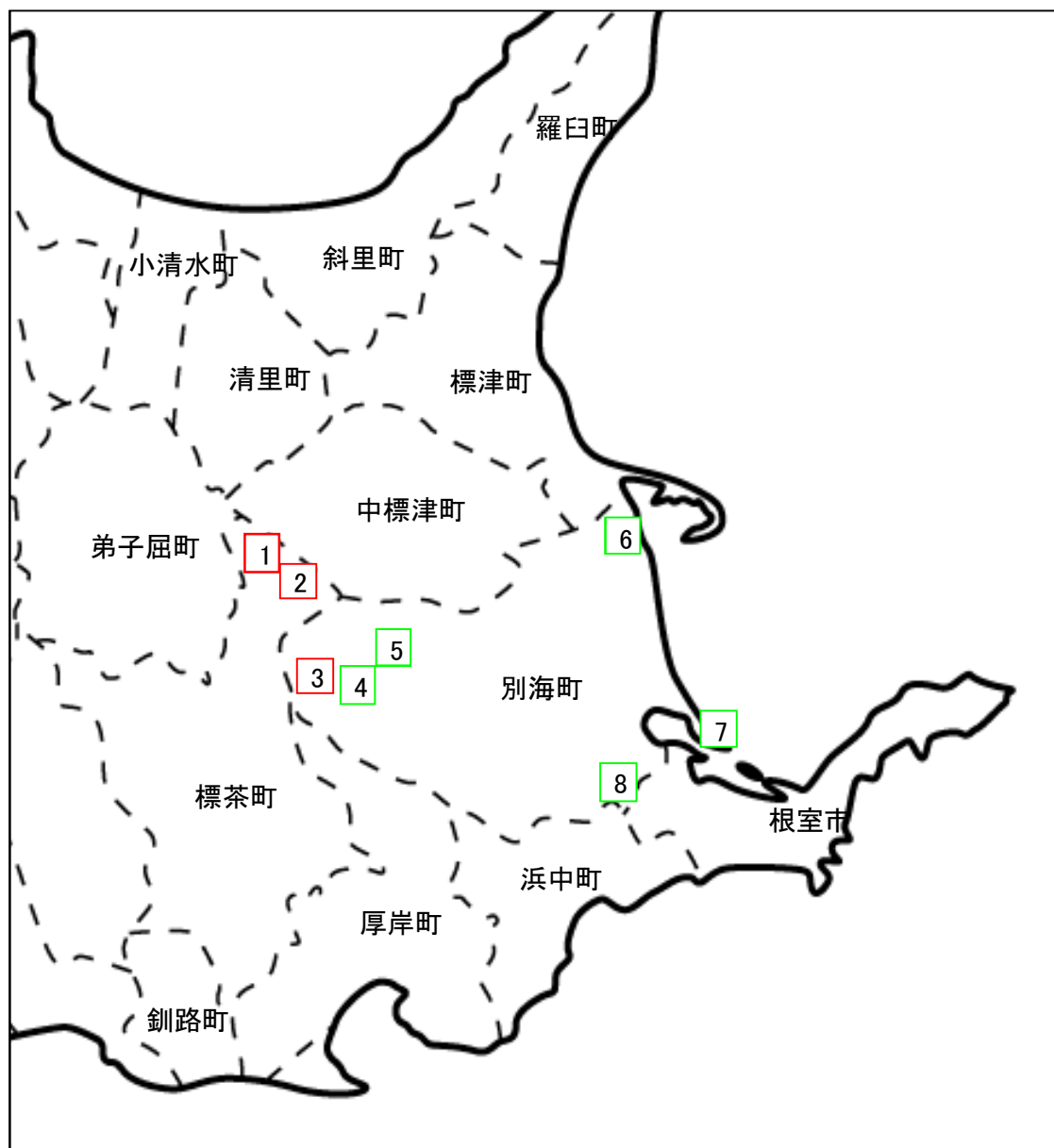
水質用語説明と令和元年度から令和5年度までの水質結果評価

	項 目	基準値 mg/ℓ	過去5年 最大値	解 説	評価
1	一般細菌	100個/ℓ	0	一般的に水道水には極少で、著しく増加した場合、汚染の可能性が高い。消毒効果の確認に有効。	良
2	大腸菌	不検出	不検出	一般的に大腸菌及びその類似菌の総称で、糞便性の病原菌汚染の指標に用いる。	良
3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0003	自然界では広く分布しているが極めて少ない。工業排水などから検出され、イタイタイ病の原因物質。	良
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	自然界では広く分布しているが極めて少ない。工業排水などから検出され、有機水銀は水俣病の原因物質。	良
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001	自然界では広く分布しているが極めて少ない。工業排水などから検出され、化合物は猛毒である。	良
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	自然界では広く分布しているが極めて少ない。工業排水などから検出され貧血・頭痛をひき起こす。	良
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.008	自然界に存在し、工業排水・農薬などから検出され、ヒ素化合物の毒性はその結合形によって異なる(3価・5価)。吸収すると肝臓・腎臓・消化管に強く作用する。	良
8	六価クロム化合物	0.02	0.001	自然界では低い状態であるが、メッキ排水などから検出され、多量に摂取した場合嘔吐・下痢を引き起こす。	良
9	亜硝酸態窒素	0.04	0.036	自然界では広く分布し、肥料や腐敗したものが多くなると検出されやすくなる。	良
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	工場排水から混入し検出されることがあり、シアン化合物には強い毒性がある。代表的なものとして青酸カリがある。	良
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	<0.5	自然界では広く分布し、肥料や腐敗したものが多くなると検出されやすくなる。	良
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.38	主として地質や工場排水の混入に起因しフッ素を適量に含んだ場合は虫歯の予防に効果があるが多いと斑状歯の原因となる。	良
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.16	鉄合金などの硬度増加材・黄銅の酸化防止・ガラス・陶器・ホーロ・防火剤・ペイント等に使用される。	良
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002	主な用途としてフロンガスの製造原料殺菌剤、金属洗浄溶剤などある。発ガン性があり、揮発したものはオゾン層を破壊する。	良
15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	溶剤や1,1,1-トリクロロエタン安定剤等の用途に使用される。	良
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.0004	化学合成の中間体、溶剤、染料抽出材、香料の製造に使用される。	良
17	ジクロロメタン	0.02	<0.0002	自然界には存在しない。殺虫剤、塗料、ニスに使用される。地上に排出されたものは容易に地下水に移行し、長期間残留する。	良

	項 目	基準値 mg/l	過去5年 最大値	解 説	評価
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0002	主な用途は、ドライクリーニング溶剤などで、肝腎障害を起こす。また、肝ガンの発生も認められている。	良
19	トリクロロエチレン	0.01	<0.0002	主な用途は、金属の脱脂剤である。発ガン性も認められ、地下水中に長時間残留する。	良
20	ベンゼン	0.01	<0.0002	溶剤、燃料、アルコール変性剤などとして重要。また、引火性が大きく、発ガン性を有する。	良
21	塩素酸	0.6	0.06	消毒に使用する次亜塩素酸の劣化により発生する。	良
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002	水道原水中の有機物質や臭素及び塩素等とが反応して生成される消毒副生成物質の一つである。	良
23	クロロホルム	0.06	0.0013	用途は医薬品などがあり浄水処理で塩素消毒により作られるトリハロメタンが主成分で腎腫瘍肝ガンなどの発ガン性が確認している。	良
24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.003	フミン質や類似物質が存在すると塩素処理等により生成される。	良
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.0014	浄水処理で塩素消毒により作られるトリハロメタンが主成分で、原水中の臭素イオンに大きく影響される。	良
26	臭素酸	0.01	<0.001	消毒剤としての次亜塩生成時に不純物の臭素酸が酸化され臭素酸が生成される。	良
27	総トリハロメタン	0.1	0.004	原水中に存在するフミン質などが塩素処理によって生成するクロホルム・ジブロモクロロメタン・ブロモジクロロメタン・ブロモホルムの濃度合計を言う。	良
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.003	フミン質や類似物質が存在すると塩素処理等により生成される。	良
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.0014	浄水処理で塩素消毒により作られるトリハロメタンが主成分で、原水中の臭素イオンに大きく影響される。	良
30	ブロモホルム	0.09	0.0004	浄水処理で塩素消毒により作られるトリハロメタンが主成分で、原水中の臭素イオンに大きく影響される。	良
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008	石炭酸系・尿素系・メラミン系合成樹脂材料・医薬品として農薬や消毒剤等に使用される。	良
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.02	自然水中では微量で、工場排水等の汚染が原因である。高濃度で白濁する。毒性は弱い、腹痛、嘔吐、下痢などをおこす。	良
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.04	水道では凝集材として酸化アルミニウム・ポリ塩化アルミニウムが使用され認知症の原因といわれている。	良
34	鉄及びその化合物	0.3	0.04	地球で4番目に多い元素で水に溶けると臭気苦味が現れ赤水の原因となる。鉄は栄養上一人一日当り10mg以上必要である。	良
35	銅及びその化合物	1.0	0.02	電線合金貨幣農薬などに広く用いられる。水道においては金属味の原因となる。人においては蓄積性がないため慢性中毒の恐れは無い。	良
36	ナトリウム及びその化合物	200	16	自然水中に広く存在する。水処理時の苛性ソーダによるPH調整などに由来する。ナトリウムと高血圧の関係はよく論じられる。	良
37	マンガン及びその化合物	0.05	0.001	生理的に不可欠の元素で、炭水化物の代謝などに関与する。水道中に多く含まれると、黒い色をつけるので好ましくない。	良
38	塩化物イオン	200	8.0	地質によるものが多いが、下水・工場排水・し尿・海水などの混入により増大する。	良

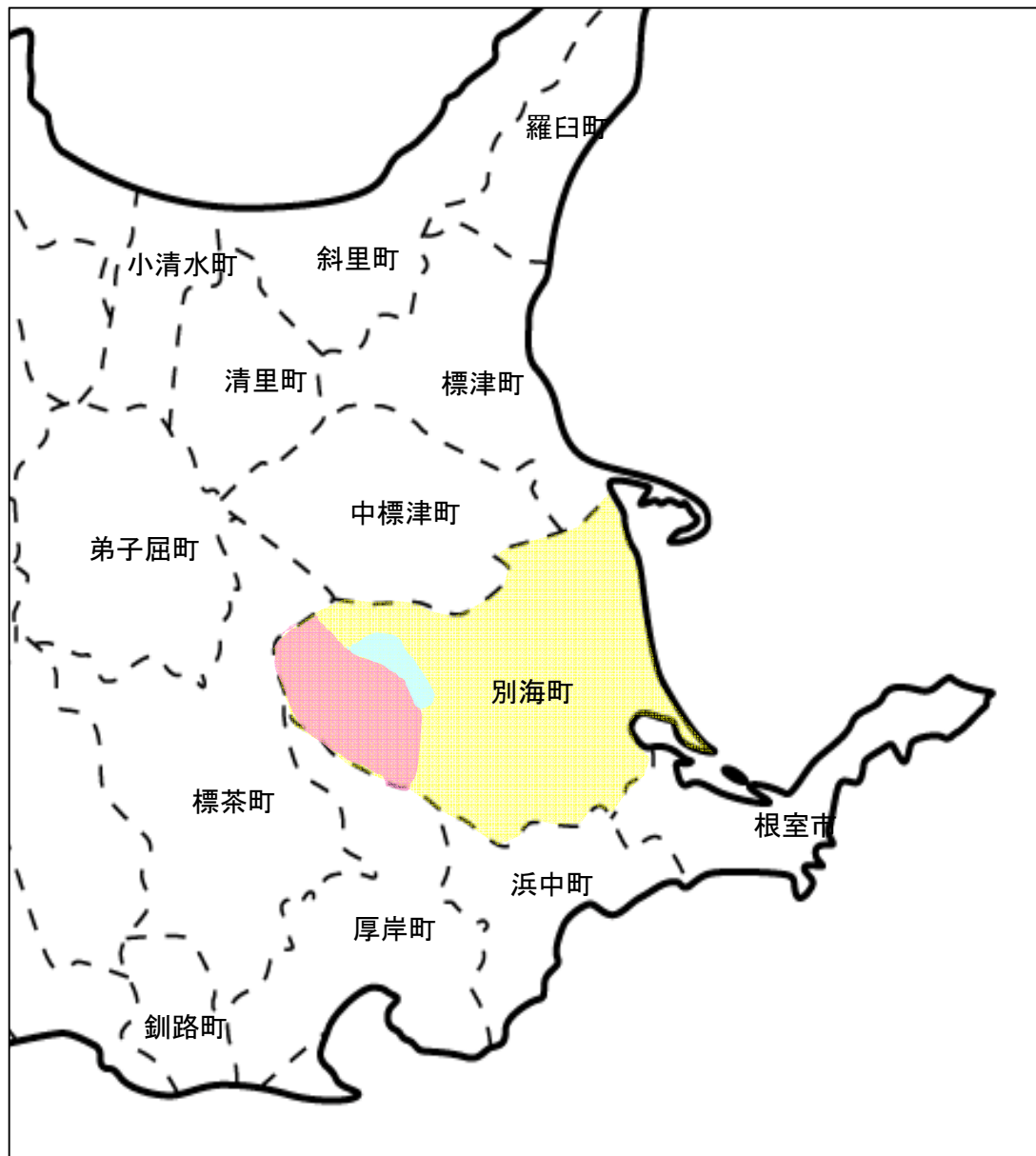
	項 目	基準値 mg/l	過去5年 最大値	解 説	評価
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300	45	ミネラルの中で量的に多いカルシウム・マグネシウムの含有量を示し硬度の低い水は癖が無い。カルシウムに比べてマグネシウムの多い水は苦味を増す。	良
40	蒸発残留物	500	152	主にミネラルの含有量を示し、多いと苦味、渋味が増し適度に含まれるとこくのあるまろやかな味がする。	良
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	洗濯用、台所用の洗剤として用いられ、水中に存在すると泡立ちの原因となる。	良
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	藍藻類のある種のもの及び放線菌が産生するカビ臭物質。活性炭処理により除去する。	良
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	藍藻類のある種のもの及び放線菌が産生するカビ臭物質。活性炭処理により除去する。	良
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.002	界面活性剤のうちイオンに解離する基を持たない物質の総称である。	良
45	フェノール類	0.005	<0.0005	フェノール類は天然水中には存在しないが合成樹脂界面活性剤などの原料として使用極微量に含まれても特有の臭い味がする。	良
46	有機物等 (TOC)	3.0	0.3	有機物量を示し、多いと渋味をつけ、多量に含むと塩素の消費量に影響して水の味を損なう。	良
47	PH値	5.8～8.6	7.5	7を基準に小だと酸性大だとアルカリ性が強くなる水の基本的な指標で浄水処理効果管路の腐食などに関する重要な因子である。	良
48	味	異常でない	異常でない	水の味は、水に溶けている物質の種類や濃度によって異なる。	良
49	臭気	異常でない	異常でない	藻類や菌などの生物によるカビ臭や、フェノールなどの有機化学物質によるものが主な原因である。	良
50	色度	5度	0.7	植物などが微生物によって分解されてできた有機物質が、水に溶けて着色する場合が多い。	良
51	濁度	2度	0.2	水の濁り程度のことで、主に粘土や鉄分などが原因となって起こる。	良

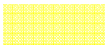
水質検査水採水位置図（別添地図 2）



原水採水箇所	浄水採水箇所	
1 第 1 水系水源	2 第 2 水系水源	3 西泉取水井戸
4 西春別中学校	5 西春別小学校	6 尾岱沼排水処理施設
7 走古丹終末処理場	8 奥行公衆トイレ	

給水区域図（別添地図1）



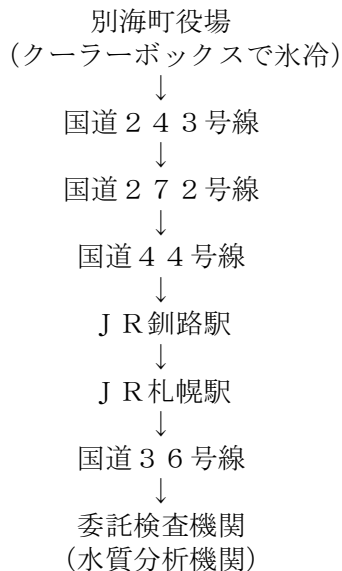
	別海浄水場系統
	泉川浄水場系統
	西春別浄水場系統

運搬ルート

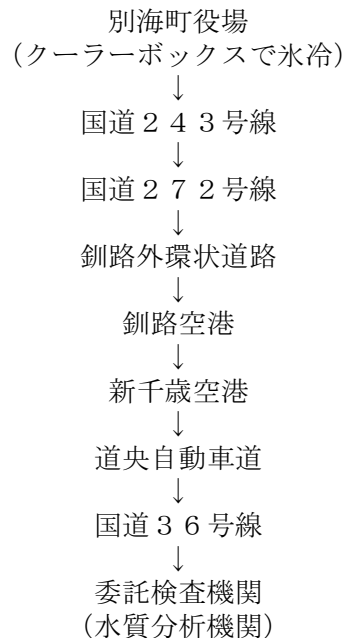
(1) 採取から分析開始までの時間制限が12及び24時間以内の項目に係る運搬ルート

委託検査機関が採水を行い、速やかにクーラーボックスに入れて氷冷し、破損防止の措置を行ない下記の方法にて運搬をします。

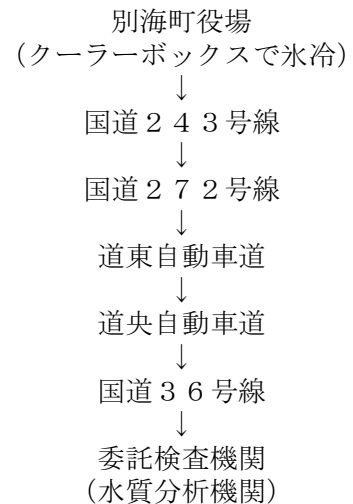
①公共交通機関（JR）の場合 (所要時間約7時間)



②航空機の場合 (所要時間約6時間)



③自動車の場合 (所要時間約7時間)



(2) 採取から分析開始までの時間制限が72時間以上の項目に係る運搬ルート

委託検査機関が採水を行い、速やかにクーラーボックスに入れて氷冷し、破損防止の措置を行ない下記の方法にて運搬をします。

①運送業者による運搬 (所要時間約24時間)

